令和4年度

可定が手間の

子育で支援サービス ガイドブック



💠 垂 井 町

Page B 次 Office

1 子育て年代別カレンダー2	6 子どもの就園・就学
2 赤ちゃんができたら 【母子健康手帳の交付】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【認定こども園】・・・・・14 【小中学校(公立)】・・・・・15 【幼児期家庭教育学級】 【ことばの教室】 【子育て相談ホットライン】・・・・16 【就学相談】 7 子どもをあずける 【一時的保育】・・・・・17 【子育て短期支援事業(ショートステイ)】 【病児保育】・・・・・18 【留守家庭児童教室】
3 赤ちゃんが生まれたら 【出生届】 6 【健康保険加入】 【出産育児一時金】 【新生児聴覚検査費の助成】 【産婦健康診査費の助成】 7 【乳幼児等医療費の助成】 7 【乳幼児等医療費の給付】 【児童手当】	8 発達がゆっくりめのお子さんのために 【児童発達支援事業所 いずみの園】・・・・・19 【西濃圏域発達障がい支援センター】 【特別児童扶養手当】 【身体障害者手帳・療育手帳】 9 ひとり親家庭のために 【児童扶養手当】・・・・・・20 【母子・父子家庭等医療費助成制度】
【岐阜県子育て家庭応援キャンペーン実施中! 「ぎふっこカード」】	10 相談窓口 【町の相談窓口】・・・・・・・20 【西濃子ども相談センター】 【大野子ども家庭支援センター】・・・・・21 【子ども医療電話相談】 【西濃保健所 (西濃総合庁舎内)】 【西濃県事務所 福祉課 (西濃総合庁舎内)】 【心配ごと相談】 【法律相談】
【離乳食学級】 【にこにこキッチン】 【2歳児教室】・・・・・・・・11 【定期予防接種】	11 町内委託医療機関一覧 【垂井町委託歯科医療機関 ※50音順】·····22 【垂井町委託医療機関 ※50音順】
5 子育て中のお出かけ 【子育て支援センター】・・・・・・12 【タルイピアセンターへ行ってみよう!】 【絵本の読み聞かせ!】	災害時に備えて 23 お問い合わせ一覧 24
【「ブックスタート」のご紹介。】 ・・・・・・・13 【「垂井町巡回バス」をご利用下さい。】	垂井町施設マップ 裏表紙

国第町 予管で世代包括支援センター 妊娠期から子育で期まで一人ひとりサポートします! ご相談ください。

垂井町保健センター内 月〜金曜日 8:30〜17:00 (祝日・年末年始を除<)

TEL 22-1021

E-mail hoken@town.tarui.lg.jp





(高) 子育て年代別カレンダー

	妊娠期 0歳 1歳	2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 小学校	中学校
健康のこと	(ロ子健康手帳の交付) (こんにちは赤ちゃん訪問) (京庭訪問) (家庭訪問) 別幼児健康診査(4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児健康診査)	[康珍查]	
予防接種	(風しんワクチン接種費助成) (定期予防接種		
手続き・手当・助成	世生届 世生届 保婦歯科健康診査受診費用の助成 健康保険加入 出産育児一時金 新生児聴覚検査費の助成 対生児聴覚検査費の助成 対生児聴覚検査費の助成 関係 関係 対土児聴覚検査費の助成 対土児聴覚検査費の助成 対土の成制度 発育を廃除付 児童共養手当 児童共養手当		
及消む比がけ	ペプクラス (両親学級) 離乳食学級 プレママキッチン ブックスタート 家庭教育学級 子育て支援センター 公園 ブール 巡回バス 巡回バス	2歳児教室 にこにニキッチン	
就圖·就學		小学校	中学校
海やリサービス	(一時的保育 子育て短期支援事業 (ショートステイ) 夜間養護等 (トワイライト)	(留守家庭児童教室 トワイライト) (日守家庭児童教室 トワイライト)	- Order of the Control of the Contro
蓋	妊婦お問 異幼児すこやか相談 妊婦お問 産後ケア 西濃子ども相談センター (いずみの園) 西濃県事務所 西濃県事務所 心配こと相談(西濃保健所) (の配、(いずみの園)	(適応指導教室、7) (ことばの教室)	適応指導教室、スクールカウンセラー



赤ちゃんができたら

母子健康手帳の交付

母子健康手帳を交付します。妊婦健康相談も同時に行っています。

どんなとき	妊娠が分かったとき
いっ	月~金曜日 8:30~17:00(祝日、年末年始を除く。) ※要予約
どこで	保健センター (TEL 22-1021)
必要なもの	妊娠届出書・個人番号カード(なければ通知カードと運転免許証などの身分証明ができるもの)
予約申込み	事前に保健センターへお電話ください。

妊婦健康診査受診票の交付

健診費用を軽減し、安心して出産していただくため、県内の指定医療機関で使用できる受診票を「母子健康手帳」と併せて交付します。

- ※県外の医療機関では受診票は使用できません。健診費用は自己負担となりますが、後日申請していた だくことにより、基準額の範囲内で助成します。
- ※他の市町村で母子健康手帳の交付を受けて垂井町へ転入された方は、妊娠週数に応じ受診票を交付します。他市町村で交付された妊婦健康診査受診票と母子健康手帳をお持ちください。

(予約が必要です。)

妊婦歯科健康診査受診費用の助成

母子健康手帳の交付時発行の『妊婦歯科健診受診票』を使用し、妊娠中の歯科健診、歯科衛生 指導を委託歯科医療機関で行います。

(1)		つ	妊婦の体調の良い日
ど	ij	で	町内委託歯科医療機関 ※P22参照
対	象	者	妊婦
必要	更なも	ちの	母子健康手帳、妊婦歯科健康診査受診票、健康保険証
費		用	無料
予約	り申ぶ	込み	必ず委託歯科医療機関へ予約してください。P22参照

風しん抗体検査およびワクチン接種費用の助成

先天性風しん症候群の予防のため、風しん抗体価の低い妊婦(風しん抗体検査を受け抗体価が基準値(H法抗体価16倍又は同程度)以下)の夫および同居している家族に対し風しん抗体検査を実施します。その結果抗体価が低い方に対し、風しんワクチン接種費用を助成します。

※過去に垂井町の助成歴のある人は対象外です。

<手続き>

○抗体検査

県内の風しん抗体委託検査協力医療機関で検査を受けてください。

○ワクチン接種

抗体価の分かるもの(接種を希望する人及び妊婦)を保健センターにお持ちください。保健センター窓口で予診票を発行しますので、町内医療機関で接種してください。

「マタニティマーク」ってご存知ですか。

垂井町では、母子健康手帳交付時にキーホルダーをお渡ししています。 周りの人に「おなかに赤ちゃんがいること」を気づいて欲しいときなどに ご利用ください。





ペアクラス(両親学級)

赤ちゃんのお風呂の入れ方、抱っこの練習などを行います。



いっ	年4回 9:30~11:30
どこで	保健センター (TEL 22-1021)
対 象 者	妊婦とその夫
必要なもの	母子健康手帳、筆記用具、子育て支援サービスガイドブック
予約申込み	開催日の3日前(土日祝除く)までに保健センターへお電話ください。
アが中込み	※ただし定員になり次第締切ります。

プレママキッチン

妊娠中の食事やおっぱいのことなど、おかあさんが安心して出産にのぞみ、お子さんが健やかに育つことを願って実施します。事業に参加して"ママ友"づくりもしませんか。

(1)		つ	年4回 10:00~13:00
ど	٦	で	保健センター(TEL 22-1021)
対	象	者	妊婦 ※定員 10人
内		容	妊娠中~産後の食事やおっぱいのお話、料理実習
必 要	更なも	ちの	母子健康手帳、副読本、エプロン、三角巾、筆記用具
Z 4/	り申じ	7 7.	開催日の1週間前までに保健センターへお電話ください。
アが	יי די די	ひ か	※ただし定員になり次第締切ります。

一般不妊治療(人工授精)費の助成

一般不妊治療(人工授精)の費用の一部を助成します。

対象となる治療	人工授精にかかる保険適用外の治療費(事前検査も含む。)
対象者	次のすべてに該当する方 ・治療開始日において夫婦(事実婚を含む)であり申請日において、夫婦のいずれか一方または両方が垂井町内に住所を有すること。また、助成期間は、夫婦のいずれか一方または両方が県内に住所を有すること。 ※その他、医療保険各法の規定があります。詳細は、保健センターに問い合わせていただくか、町のホームページをご確認ください。
 助 成 額 	1年度の人工授精にかかる保険適用外の治療費の2分の1で、上限5万円まで。(1,000円未満は切り捨てです。) ※1年度とは、3月から翌年2月の診療分を対象とします。
助成期間	治療を開始した月から継続する2年間 ※病気・妊娠に伴い、期間の延長があります。詳細は、保健センターに 問い合わせていただくか、町のホームページをご確認ください。
その他	県内の他の市町村で助成を受けた場合、町で受けられる助成額と助成期間は、他の市町村で助成を受けた助成額と助成期間を差し引いた分となります。
手 続き	1年度の診療分を4月から翌年3月までに申請してください。
必要なもの	(1) 垂井町一般不妊治療(人工授精)助成事業申請書兼請求書 (2) 垂井町一般不妊治療(人工授精)助成事業受診等証明書 (3) 一般不妊治療(人工授精)にかかる医療機関の領収書の原本 (4) 申請者名義の金融機関の振込口座番号などがわかるもの(ゆうちょ銀行は利用できません。) ※(1)(2) は垂井町ホームページからダウンロードできます。なお、(2)の様式は治療した病院で記入してもらいます。
手 続 き 先	保健センター (TEL 22-1021)

特定不妊治療費の助成

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)について、岐阜県特定不妊治療費の助成を受けられた夫婦へ追加助成します。

対象となる治療	「岐阜県特定不妊治療費助成事業」の対象となる治療
対 象 者	次のすべてに該当する方 ・岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けていること。 ・申請時において、夫婦のいずれか一方または両方が垂井町内に住所を 有すること。
助成内容	特定不妊治療に要した額から岐阜県の助成分を差し引いた額、ただし、 1回につき10万円を限度に助成します。
手続き	岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けてから1年以内に、 申請してください。
必要なもの	(1) 垂井町特定不妊治療費助成事業申請書 (2) 特定不妊治療にかかる医療機関の領収書(原本) (3) 岐阜県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書(原本) ※(1) は、垂井町ホームページからダウンロードできます。
手 続 き 先	保健センター (TEL 22-1021)

男性不妊治療費の助成

男性不妊治療について、岐阜県特定不妊治療費の助成を受けられた夫婦へ追加助成します。

対象となる治療	「岐阜県特定不妊治療費助成事業」の対象となる治療
対 象 者	次のすべてに該当する方 ・岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けていること。 ・申請時において、夫婦のいずれか一方または両方が垂井町内に住所を有 すること。
助成内容	岐阜県特定不妊治療費助成事業の対象となる男性不妊治療に要した本人 負担額のうち、岐阜県の助成金額を除いた額で1日につき上限7万5千円 まで。(1,000円未満は切り捨てです。)
手続き	岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けてから1年以内に、 申請してください。
必要なもの	(1) 垂井町男性不妊治療費助成事業申請書 (2) 男性不妊治療にかかる医療機関の領収書(原本) (3) 岐阜県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書(原本) ※(1) は、垂井町ホームページからダウンロードできます。
手 続 き 先	保健センター (TEL 22-1021)





赤ちゃんが生まれたら





出生届



健康保険加入

国民健康保険に加入する場合は、垂井町で手続きを行います。

どんなとき	こどもが生まれたとき
届け出期間	生まれてから14日以内
必要なもの	父または母の国民健康保険証、母子健康手帳
手 続 き 先	住民課 保険年金係 (TEL22-7509)

その他の健康保険に加入されている場合は、被保険者の勤務先または健康保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。

出産育児一時金

国民健康保険に加入されている場合

- ・直接支払制度利用(出産育児一時金を出産費用の支払いにあてる制度) 出産する医療機関で所定の手続きをしてください。
- ・直接支払制度を利用しない場合は、垂井町で手続きを行います。

どんなとき	出産後退院したとき
必要なもの	出産費用を支払った領収書、国民健康保険証、母子健康手帳、通帳
手 続 き 先	住民課 保険年金係 (TEL22-7509)

その他の健康保険に加入されている場合

被保険者の勤務先または健康保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。 妊娠12週 (85日) 以降で、死産・流産された場合にも、出産育児一時金が支給されます。原則として、保険者から医療機関などに直接支払われます。出産育児一時金より支払った費用が下回った場合には、手続きが必要です。国民健康保険に加入されている場合は、垂井町で手続きを行います。

必要なもの	医療機関の領収書、国民健康保険証、通帳
手 続 き 先	住民課 保険年金係 (TEL22-7509)

その他の健康保険に加入されている場合は、被保険者の勤務先または健康保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。

新生児聴覚検査費の助成

医療機関で行う新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。

母子健康手帳交付時に「垂井町新生児聴覚検査受診票兼結果票」を交付します。検査時に病院へ 提出することで、助成が受けられます。(上限3,000円)

「垂井町新生児聴覚検査受診票兼結果票」が使用できない医療機関で検査された方は以下の方法 で申請することで助成します。

対 象 者	新生児聴覚検査を受けた児の保護者		
手 続 き	検査から1年以内		
必要なもの	請求者名義の銀行の預金通帳(ゆうちょ銀行は利用できません。) 新生児聴覚検査に係る領収書・明細書(原本)、母子健康手帳(結果の記載 があるもの)、 垂井町新生児聴覚検査受診票兼結果票		
保健センター (TEL 22-1021) 手 続 き 先 健康福祉課 (TEL 22-7503、22-7520) 子育て推進課 (TEL 22-7506、22-7507)			

産婦健康診査費の助成

出産後のお子さんの心身の健康状態を確認するための産婦健康診査費用の一部を助成します。 母子健康手帳交付時に「垂井町産婦健康診査受診票兼結果票」を交付します。受診時に医療機関へ 提出することで助成が受けられます。(上限5,000円)

※「垂井町産婦健康診査受診票兼結果票」が使用できない医療機関で受診された方は以下の方法 で申請することで助成します。

手	続	き	受診日から1年以内	
必 要	諸求者名義の銀行の預金通帳(ゆうちょ銀行は利用できません)、産婦健康診査 必要なもの 係る領収書・明細書(原本)、母子健康手帳、垂井町産婦健康診査受診票兼結果			
手糸	売 き	先	保健センター (TEL 22-1021)	



乳幼児等医療費助成制度

児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として医療費の助成を行っています。

申請により、福祉医療費受給者証を交付します。受診時に医療機関へ提示することにより、助成が受けられます。(県外の医療機関を受診された場合は、償還払いのため別途手続きが必要です。)

対 象 者	18歳に達する日以後最初の3月31日以前の乳幼児など		
手 続 き	出生日を含めて30日以内、転入したときなど		
必要なもの	印鑑、請求者名義の銀行の預金通帳(ゆうちょ銀行は利用できません)、子の健康保険証		
助 成額	保険診療分の自己負担額 ※入院時食事療養費は対象外です。		
助成制限	所得制限はありません。		
手 続 き 先	健康福祉課 社会福祉係 (TEL 22-7503)		

養育医療

2,000g以下の低体重で生まれたお子さんが指定医療機関に入院し医療を受ける場合に、医療費の一部を助成します。

手 続 き	お子さんの入院後すみやかに
必要なもの	印鑑、保険証、福祉医療費受給者証、養育医療意見書(※医師が記入したもの)
手続き先	健康福祉課 社会福祉係 (TEL 22-7503)

児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了前までの児童を養育する方に支給する制度です。

対	象	者	15歳に達する日以後最初の3月31日以前(中学校修了前まで)の児童を養育 している方 ※公務員の方は、原則職場での手続きとなります。	
手	続	き	出生日の翌日から15日以内 転入したとき、新たに受給資格が生じたときなど	
支				
			中学生: 月額 10,000円(一年) 所得制限限度額を超過する方: 月額 5,000円(一律) 所得上限限度額を超過する方は支給されません。	
所	得制	限	児童手当制度には所得制限があります。 ※原則、受給者とその配偶者のうち所得が高い方を用いて判定させていただきます。 ※所得制限限度額など詳しくは町ホームページの「児童手当」をご覧ください。	
支	給	月	支払期月は、年3回(6、10、2月)であり、前月分までの手当を銀行振込でお 支払いします。 ※原則、認定請求書提出月の翌月分から支給されます。	
必多	更なも	の	印鑑、請求者名義の銀行の預金通帳、請求者及び配偶者の番号確認書類、 その他必要に応じて提出書類があります。	
手	続き	先	子育て推進課 子育て政策係 (TEL 22-7506)	

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン実施中!「ぎふっこカード」

『ぎふっこカード』を発行します。

参加店舗の協力により特典(ポイント増や割引など)があります。 特典内容については参加店舗ごとに異なりますので、事前に店舗に 掲示されたステッカーやホームページなどでご確認ください。



このステッカーが目印です

県内在住の18歳未満のお子さんがいる世帯(お子さん1人につき1枚配布) ※お子さんが、満18歳になって最初に迎える3月31日までは対象となります。 妊娠中の方のいる世帯 一人っ子世帯は、配布窓口に申し出ることにより、追加で1枚配布されます		
子育て推進課 子育て支援係 (TEL 22-7507) 配 布 窓 口 保健センター (TEL 22-1021) または県庁子育て支援課		
必要なもの 本人及び18歳未満のお子さんがいることが確認できる書類(保険証等 妊娠中の方は母子健康手帳		
 ・店舗ごとに提示されたステッカー、ホームページでご確認ください。 ・岐阜県だけでなく富山県、愛知県、三重県及び滋賀県でもご利用できます。 ・ホームページ(PC用と携帯電話用と兼用) http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/kosodateoen/ 		

多子世帯応援カード「ぎふっこカードプラス」

従来のぎふっこカードの特典に加えて、多子世帯向けの特典がプラス されたカードです。

県内のぎふっこカードプラス協力店舗にてご利用いただけます。



このステッカーが目印です

対象者	県内在住の18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯 象 者 3人目のお子さんを妊娠中の方がいる世帯 ※下から3番目のお子さんが満18歳になって最初に迎える3月31日までが対象となります。	
配布窓口	子育て推進課 子育て支援係 (TEL 22-7507) 保健センター (TEL 22-1021) または県庁子育て支援課	
必要なもの	本人及び18歳未満のお子さんが3人以上いることが確認できる書類(保険証等) 妊娠中の方は母子健康手帳	
参加店舗	・店舗ごとに提示されたステッカー、ホームページでご確認ください。 ・ご利用は岐阜県内のみに限ります。	

【郵送による交付を希望の場合】

申請書と上記必要な書類の写し及び返送用切手を同封し、返送先を明記のうえ下記県庁子育て支援課へお送りください。

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課 少子化対策係 TEL 058-272-1918





子どもの健康

こんにちは 赤ちゃん訪問

保健師または母子保健推進員が、生後4か月までのお子さんのいるご家庭を訪問します。 出生届出後に、保健師または母子保健推進員より連絡がありますので、訪問に都合の良い日を 伝えてください。

۱١		つ	生まれてから生後4か月まで(ご都合の良い日)	
ど	ز	で	自宅	
問い	合わ	せ先	保健センター (TEL 22-1021)	10000

【母子保健推進員とは】

町から依頼を受け、地域のお母さん方の「身近な子育てサポーター」として活躍しています。 保健センターでの乳幼児健診、相談、30代健診等で町民を支援しています。 「子育ての先輩」として「産後の悩み」、「子育ての不安」などの相談に応じます。

産後ケア

産後のお母さんの心身のケアや、授乳や育児手技のサポートを行います。 利用を希望される方は、保健師との事前相談が必要となります。

対象者	・垂井町に住民登録があり、産後1年未満の産婦及びその乳児 ・産後に心身の不調や強い育児不安がある方 ・家族などから産後の支援を得ることができない方 (ただし、医療行為の必要な方や感染症にかかっている方は除きます。)			
	区分	内 容	利用日数	利用料金(1日あたり)
	宿泊型 (ショートステイ型)	母子とともに産科医院へ宿泊して、ケア を受けます。		4,000円 (1泊2日は2日間となります。)
ケアの種類	通所型 (デイサービス型)	母子ともに産科医院 へ日帰りで通所して、 ケアを受けます。 (日中8時間程度)	それぞれ 7日間まで	2,000円
	居宅訪問型	助産師が自宅へ訪問 して、ケアを受けま す。(日中2~3時 間程度)		1,200円
問い合わせ先	保健センター (TEL 22-1021)			

※生活保護世帯の利用者負担はありません。

家庭訪問

保健相談・栄養相談などを行います。

(1)		つ	随時	
ど	J	で	各家庭	
対	象	者	希望者	
必 要	更なも	らの	母子健康手帳	
問い	合わっ	せ先	保健センター(TEL 22-1021)	



乳幼児すこやか相談

身体計測や保健相談・栄養相談などを行います。

(1	つ	月1回 9:30~11:00 ※日程は広報などでお知らせします。	
どこ	で	保健センター (TEL 22-1021)	
対 象	者	希望者	
必要な	必要なもの 母子健康手帳		
予 約 申 込 み 前日までに保健センターへお電話ください。			

(+)

乳幼児健康診査

日程については、広報または町ホームページ掲載の「垂井町すくすく健康カレンダー」で確認することができます。また、前月に、保健センターから案内と問診票を郵送しますので、事前に問診票を記入し当日お越しください。

健診名	対象者	内容
4 か月児健診	4か月児	・問診・発達確認・身体計測・内科診察 ・絵本の紹介と配布・保健相談 ・栄養(離乳食)相談
10か月児健診	10か月児	・問診・発達確認・身体計測・内科診察 ・歯科指導・保健相談・栄養相談 ・絵本の読み聞かせ
1歳6か月児健診	1歳6か月児	・問診・発達確認・身体計測 ・内科診察・歯科診察・フッ化物塗布 ・歯科相談・保健相談・栄養相談
3 歳 児 健 診	3歳児	・尿検査・問診・発達確認・身体計測 ・内科診察・歯科診察・フッ化物塗布 ・歯科相談・保健相談・栄養相談・親子あそび

- ·受付時間:13:00~13:30 ·場
- ・場 所:保健センター(TEL 22-1021)
- ・持ち物:母子健康手帳、問診票、バスタオル1枚(4か月児健診のみ)、オムツなど



離乳食初期から後期までのすすめ方を学びます。



コース名	内 容	対 象 者
ごっくんコース	離乳食初期の進め方、調理実習	3、4か月児とその保護者
かみかみコース	離乳食中期~後期の進め方、離乳食の試食	6、7か月児とその保護者
どこで	保健センター (TEL 22-1021) ※対象者には、	案内を郵送します。
予約申込み	前日までに保健センターへお電話ください	

にこにこキッチン

幼児の食事について学び、子どもといっしょに楽しくおやつ作りをします。

()		つ	5月、7月、9月、11月、1月、3月 ※日程等については、広報などでご確認ください。		
ど	٦	で	保健センター (TEL 22-1021)		
対	象	者	開催月の末日において、2歳2か月~2歳11か月児とその保護者		
Z 4	予約由込み		開催日の1週間前までに保健センターへお電話ください。		
アポ			予 約 甲 込 み ※ただし、定員になり次第締切ります。		※ただし、定員になり次第締切ります。

2歳児教室

2歳児からの生活の中に取り入れたい、親子で出来る遊びや運動を学びます。

()		つ	4月、6月、8月、10月、12月、2月 ※対象者には、案内を郵送します。
ど	٦	で	保健センター(TEL 22-1021)
対	象	者	2歳~2歳1か月児とその保護者
内		容	親子で楽しむ遊び・おやつの話、試食 ※希望者には、個別相談も行います。

定期予防接種

予防接種の種類	回数など	対 象 者
ロタウイルス 感 染 症	2回接種(ロタリックス) 3回接種(ロタテック) ※いずれも27日以上の間隔 をおいて接種	ロタリックス:出生6週0日後〜出生24週0日後 ロタテック:出生6週0日後〜出生32週0日後 ※標準的な接種開始は、生後2か月からです。
B型肝炎	3回接種(27日以上の間隔をおいて2回接種。さらに初回の接種から 139日以上あけて、1回接種)	生後1歳未満 (標準的な接種期間は、生後2か月~ 9か月未満)
Hib 感 染 症	- 4回 (接種開始月齢によって	生後2か月〜 5歳未満 (標準的な接種開始は、生後2か月〜 7か月未満。
小児の肺炎 球菌感染症	回数が異なる)	7か月以上に接種開始するとその月齢によって、 接種回数が異なります。)
ジフテリア百日せき	1期初回 (標準的には20日~ 56日まで の間隔をおいて、3回接種)	生後3か月~7歳6か月未満 (標準的な接種期間は、生後3か月~12か月未満)
破傷 ポリオ (DPT-IPV)	1期追加 (1期初回3回目終了後、1年 以上あけて1回接種)	1期初回3回目終了後、1年以上あけた方で、 7歳6か月未満の方
結 核 (BCG)	1回接種	生後1歳未満 (標準的な接種期間は、生後5か月~8か月未満)
ジフテリア 破 傷 風(DT)	2期(1回接種)	11~13歳未満
麻 し ん	1期(1回接種)	1歳~2歳未満
風 しん(MR)	2期 (1回接種)	来年度小学校就学予定の方
水痘	3か月以上(標準的には6か月から 1年までの間隔をおいて、2回接種)	1歳~3歳未満
	1期初回(標準的には6日~28日までの間隔をおいて、2回接種)	3歳~7歳6か月未満 (標準的には3歳~4歳未満)
日本脳炎	1期追加(1期初回2回目終了後、標準的には概ね1年を経過した時期に1回接種)	1期初回2回目終了後、標準的には概ね1年を経過 した方で、7歳6か月未満の方
	2期(1回接種)	9歳~13歳未満
ヒトパピローマ ウイルス感染症	3回接種	小学6年生~高校1年生に相当する年齢の方 ※標準的な接種期間は、中学1年生で接種

接種時の持ち物:予診票・母子健康手帳・健康保険証 実施場所:垂井町委託医療機関(要予約) P22参照

予診票は、出生した翌月の下旬に郵送します。(一部の予診票は、対象者となる時期の前月に郵送します。)届いたら、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。接種方法やスケジュールがわからない場合には、保健センターへお問い合わせください。

※予防接種は、原則保護者(親権者または後見人)の同伴が必要です。やむを得ず保護者が同伴できない場合は、医療機関へ保護者の委任状の提出が必要です。



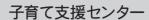
子育で中のお出かけ 🥙 🦙











子育てに不安や悩みのある方、お子さんを遊ばせる場所がない方などの ために、育児相談や遊び方指導などを実施しています。



()		つ	月〜金曜日 9:00〜12:00、13:00〜15:00 (祝日、年末年始はお休みです。) ※開室時間が変更になる場合があります。		
Li Li	_	で	子育て支援センターつくしんぼ(垂井こども園内 TEL 22-0076)		
-	ر	C	子育て支援センターさくらんぼ(垂井東こども園内 TEL 23-4484)		
対	象	者	未就園児とその保護者		
内		容	育児相談、遊び方指導など		
7	の	他	日程等の詳細については、毎月の広報または垂井町ホームページにて ご確認ください。		

タルイピアセンターへ行ってみよう!

図書館・歴史民俗資料館・歴史文献センターの複合施設です。家族みんなで遊びにきてください。

開館時	間	10:00~18:00		
・月曜日 ※祝日の場合は翌日休館 ・毎月最終木曜日(12月を除く。) ※祝日の場合は翌日休館 ・年末年始(12月28日~1月4日) その他蔵書点検などで臨時休館することがあります。		・毎月最終木曜日(12月を除く。) ※祝日の場合は翌日休館 ・年末年始(12月28日~1月4日)		
内	容	13,000冊以上の絵本の貸出、読書相談など		
場	所	垂井町2443-1 タルイピアセンター (TEL 23-3746)		

絵本の読み聞かせ

絵本や紙芝居を通じて親子のふれあいが深まります。

(1		つ	10:00 ~ 18:00
ど	ر	で	タルイピアセンター おはなしのへや
対	象	者	親子
内		容	絵本や紙芝居の読み聞かせ
問い合わせ先		せ先	タルイピアセンター (TEL 23-3746)



「ブックスタート」のご紹介

~ 親子で楽しもう 絵本の世界 ~

子育てに一番大切なのは、スキンシップ。 絵本を読んであげることも、心のスキンシップのひとつです。



ブックスタート ロゴマーク

町では、ブックスタート事業として、すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、保健センターの4か月児健診に訪れた親子に好きな絵本を一冊選んでもらい、プレゼントしています。

"たるいっ子"の健やかな成長を願う気持ちを込め、赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあえる "きっかけ"づくりをお手伝いしています。

お子さんをおひざに抱っこして、親子で一緒に『絵本の世界』をゆったりと楽しんでみませんか。



「垂井町巡回バス」をご利用ください。

町内を4路線でめぐる「垂井町巡回バス」を運行しています。 詳しくはQRコードをご確認ください。

運行日:平日(月〜金曜日) ※土日祝日、年末年始は運休します。 運 賃:1人1乗車100円 ※小学生以下のお子さんは無料です。

問い合わせ先:企画調整課 生活安全係(TEL: 22-1152)



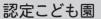
「園庭開放」のご案内

町内の認定こども園では、園庭などを開放し、地域の未就園のお子さんとその保護者が相互の交流を行う場を設けています。 詳しくはQRコードをご確認下さい。



子どもの就園・就学







認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供するために創設された制度です。園での生活を通して、子どもたちが心身ともに成長し、温かい心が育まれるよう教育・保育の充実を図りながら、しっかりと子どもたちの育ちを支援していきます。

令和3年4月1日現在

		園名等 対象児		所在地	電話	最長保育時間 ※利用は長時間保育・延長保育利用申込が必要	
						月~金曜日	土曜日
		垂井こども園	2ヶ月~5歳児 1007-1 【教育標準時間認定】 3歳児~5歳児 垂井町 地蔵2-41 垂井町 宮代672-1-1 2 番井町 ま佐1506 2 1歳児~5歳児 垂井町		22-0217	【保育認定】	
		垂井東こども園			22-4150		
公	保	宮代こども園		22-0693	7:00~19:00	【保育認定】 7:00~17:30	
立	育所	表佐こども園			23-1298	8:15~14:00	
	型	府中こども園			22-0149		
		岩手こども園	の成火亡・3の成火亡	垂井町 岩手609-1	22-0417	【保育認定】 7:00~18:00 【教育標準時間認定】 8:15~14:00	【保育認定】 7:00~12:30
私立	幼保連携型	ハチスチルドレ ンズセンター	【保育認定】 2ヶ月〜5歳児 【教育標準時間認定】 満3歳〜5歳児	垂井町 栗原1892-1	22-0612	【保育認定】 7:00~19:00 【教育標準時間認定】 9:00~15:30	【保育認定】 7:00~19:00

- ※毎年広報10月号(予定)に次年度4月からの入所案内を掲載していますので、入所を希望される方はご覧ください。
- ※年度途中の入所については、下記へお問い合わせください。
- 問い合わせ先:子育て推進課 子育て支援係(TEL 22-7507)

小中学校(公立)

子どもの成長は驚くほど早いもの。6歳になったら、いよいよ小学校に入学です。 家庭・地域・学校で一体となって子どもを見守っていきましょう。

小学校入学までの流れ

就学時健康診断	住所に基づく指定学校からご案内があります。 指定日に、指定学校にて受診してください。
入学説明会	各学校の主催で入学準備などの説明会があります。
入学通知書	入学予定児の保護者宛てに、「入学通知書」が送付されます。
入 学 式	各学校よりご案内があります。

小中学校一覧 ※小中学校は住所に基づき、指定されます。

区分	学 校 名	所 在 地	電話
	垂井小学校	垂井町1069-2	22-1008
	宮代小学校	垂井町宮代2729	22-1012
	表佐小学校	垂井町表佐940	22-1025
公	合原小学校	垂井町栗原1102-1	22-1014
	府中小学校	垂井町府中464	22-1018
立	岩手小学校	垂井町岩手619-2	22-1003
	東小学校	垂井町綾戸910-1	23-2780
	不破中学校	垂井町2461	22-1020
	北中学校	垂井町新井152-1	22-1004

問い合わせ先: 垂井町教育委員会 学校教育課(TEL 22-1153)

幼児期家庭教育学級

幼児期における子育て教室などを開催しています。

۱١		つ	年数回 ※日程は園を通じてお知らせします。
ど	٦	で	こども園
対	象	者	園児の保護者
内		容	子育てやしつけについて学ぶ場
問い	\合わ	せ先	生涯学習課 社会教育係 (TEL 22-1154)

ことばの教室

ことばの発音などが気になるお子さんを対象に、ことばの教室を開室しています。教室では、お子さん一人一人に合ったプログラムに基づき、口や舌の動きの練習、コミュニケーション力、ことばを聴き取る力を育てる練習などを行います。

بخ	J	で	ことばの教室 (垂井東こども園内)			
対	象	者	おおむね5歳の子			
問い	\合わ ⁺	せ先	お子さんが所属するこども園 子育て推進課 子育て支援係 (TEL 22-7507) ことばの教室 (TEL 23-5330)			

子育て相談ホットライン

垂井町教育委員会には、「スクールアドバイザー・子育て支援アドバイザー」「幼児教育指導員」「特別 支援教育指導員」が配置されています。それぞれが園や学校と連携して皆さんの子育てを支援します。

相談日	随時 要予約(事前に電話予約をしてください。)			
相談場所	垂井町役場内 2階 2A相談室			
対 象 者	希望者			
問い合わせ先	・こども園や学校を通して申し込む ・教育委員会へ申し込む 教育委員会 学校教育課 22-1153 (内線234)			

就学相談

就学先についての悩みや心配のある、5歳児および小中学校の保護者の方の希望に応じて、教育相談 を実施します。

相 談 日	随時 要予約(事前に電話予約をしてください。)
相談場所	垂井町役場内 2階 2A相談室
対 象 者	希望者
問い合わせ先	・こども園や学校を通して申し込む ・教育委員会へ申し込む 教育委員会 学校教育課 22-1153 (内線234)





子どもをあずける

一時的保育

保護者が病気や介護、一時的または継続的な就労・学習・冠婚葬祭等の理由で、お子さんの育児ができないときに垂井こども園でお預かりします。

利用方	法	○事前に利用申込書を垂井こども園または役場へ提出し、利用希望日の前が初日から利用する1週間前までに利用届を垂井こども園へ提出してください。○ご利用はひと月あたり14日以内です。※私的理由による保育サービス事業はひと月あたり4日以内○緊急の場合は、先にお電話(一時的保育室または垂井こども園)で空き状況をご確認ください。			
利用時	間	月〜金曜日 8:30〜16:30 土曜日 8:30〜12:00 ※日祝日・年末年始・垂井こども園の休園日は利用できません。 ※保護者の状況により、垂井こども園の開園時間内であれば延長保育が可能です。			
場	所	垂井こども園内 一時的保育室			
対 象	者	町内在住で生後6か月~小学校	就学前の児童 (保育園児	は利用できません。)	
定	員	1日10名			
		区分	3歳未満児	3歳以上児	
	料金	町民税非課税世帯など	0円	0円	
		4時間未満の利用	900円	700円	
		上記以後1時間毎	250円	200円	
利用料		8時間以上の利用	2,700円	2,100円	
		給食費(利用時)1日につき25 ※8時30分までの時間帯また される場合は、上記の額の ※おやつの回数は、ご利用時 ※3歳未満児とは、利用年度の複利用料は、利用月の翌月に納付	には16時30分以降の8 ほか、追加料金がかか 間帯により異なります 切日の前日に3歳に達し	寺間帯の保育を利用 ります。 。 ていないお子さんです。	
問い合わせ	t 先	子育て推進課 子育て支援係 垂井こども園 一時的保育室 垂井こども園 (TEL 22-02 ※利用時間外及び土曜日は垂井	(TEL 22-5711) 217)	せください。	

子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が、病気やけがによる入院あるいは療養、仕事による出張、冠婚葬祭などの理由により、一時的に家庭でのお子さんの養育が難しいときに、町が委託する児童養護施設でお子さんをお預かりします。

対 象 児 童	0 歳から18歳までのお子さん			
利用期間	原則として7日以内 (やむを得ない事情があるときは、例	延長することもでき	きます。)	
	社会福祉法人 日本児童育成園	岐阜市長良森町	1 丁目11番地	
┃ 実 施 施 設	社会福祉法人擁童協会 児童養護施設 大野慈童園	揖斐郡大野町寺	内624番地	
	社会福祉法人樹心会 児童養護施設 樹心寮	揖斐郡大野町桜大門541番地		
	区分	2 歳未満児	2 歳以上児	
71 E 101 A	生活保護受給世帯 (ひとり親家庭で市町村民税非課税世帯を含む)	0 円	0 円	
利 用 料 金 (1日あたり)	市町村民税非課税世帯 (上記以外のひとり親世帯を含む)	1,100円	1,000円	
	上記以外の世帯	5,350円	2,750円	
	※すべての世帯区分で、食事代が必要	要です。(実施施設への	D支払いとなります。)	
問い合わせ先 子育て推進課子育て政策係(TEL 22-7506)				

病児保育

病気、あるいはその回復期にあり、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者のお仕事などで 家庭での保育が難しいときに、医師、看護師、保育士が連携してお子さんをお預かりし、保護者の子 育てと就労の両立を支援します。

実 施 施 設	町が提携する施設等
所 在 地	大垣市高砂町1-31 児玉レディスクリニック内
対 象 者	小学校3年生まで
利用料金	2,000円/1人・1日
問い合わせ先	児玉レディスクリニック (TEL82-1155) 子育て推進課 子育て支援係(TEL 22-7507)

※ご利用には、事前登録と予約が必要になります。



留守家庭児童教室

保護者の就労などで昼間留守になる家庭のお子さんに対し、 下校後の生活の場を提供するところです。 夏休みのみの受け入れも行っています。

開室日および時間					
開 室 場 所および定員	垂井小学校留守家庭児童教 宮代小学校留守家庭児童教 表佐小学校留守家庭児童教 府中小学校留守家庭児童教 東小学校留守家庭児童教 ※開室していない校区の方	效室(旧宮代幼 效室(旧表佐幼 效室(府中小学 室(東小学校週	1稚園舎) 40名 1推園舎) 50名 2校校舎内) 50名 運動場南) 80名		
対 象 者	小学1~6年生の児童				
保育料 (一世帯の中で、複数の児童) が同時に入室する場合、2番	通年利用 月 額 10,000円 ただし、8月分は15,0				
	夏休みのみ利用 25,000円		25,000円		
問い合わせ先	子育て推進課 子育て支	援係(TEL 22	2—7507)		

※広報11月号に次年度4月からの入室案内を掲載する予定です。 年度途中の入室については、上記までお問い合わせいただき、入室したい月の前月20日までに申請書類を提出ください。



発達がゆっくりめのお子さんのために

児童発達支援事業所 いずみの 園

心身の発達がゆっくりめのお子さんと保護者が一緒に通園して、発達を促す遊びやことばの指導などを受けられます。ことばや心、身体の発達や育児の相談を行います。

相	談	日	随時(事前に電話予約をしてください。)		
ど	٦	で	\ ずみの園(垂井町綾戸262番地)		
対	象	者	0~5歳児		
問い合わせ先		せ先	いずみの園(TEL 22-1953)		

西濃圏域発達障がい支援センター

幼児期から学齢期までのお子さんの発達障がいに関する相談を受け付けます。

☆月~金曜日 8:30~17:15

☆大垣市和合新町1-15 中村第3ビル302

西濃圏域発達障がい支援センター

TEL 0584-84-8350 または 090-9228-7395

FAX 0584-22-3449

特別児童扶養手当

児童の福祉の増進を図ることを目的として、障がいを持つ20歳未満のお子さんを扶養している父母等に支給される手当です。手当額は、診断書や障害者手帳の内容に応じて県の機関で決定します。必要書類は状況に応じて異なりますので、詳細は下記へお問い合わせください。

	対	象	者	20歳未満の心身に障害のある方を扶養している父母等			
l	問い合わせ先		健康福祉課	障がい福祉係(TEL 22-7520)			

身体障害者手帳 · 療育手帳

障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。(障がいの程度や家庭の状況によって、受けられるサービスは異なります。)

			身体障害者手帳	療育手帳	
対	対 象 者		身体に障害のある方	知的障害のある方	
必要なもの		印鑑、医師の診断書・意見書、顔写真		印鑑、顔写真 ※県の機関で判定を受けます。	
2 2 6 0 0			※顔写真は、縦4cm×横3cmで、脱帽し上半身が写っている申請日より 1年以内のもの。		
問い	合わt	せ先	健康福祉課 障がい福祉係(TEL 22	- 7520)	



ひとり親家庭のために

児童扶養手当

ひとり親家庭などを支援する手当です。手当額は所得やご家庭の状況で変わり、必要書類はその状況に応じて異なります。詳細は下記へお問い合わせください。

対	象	者	18歳に達する日以後、最初の3月31日までのお子さん(障がいをお持ちの方は20歳未満)を養育するひとり親家庭の方
問じ	合わ	せ先	子育て推進課 子育て政策係(TEL 22-7506)

母子・父子家庭等医療費の助成制度

ひとり親家庭等の医療費(自己負担額分)が無料になります。

申請により福祉医療費受給者証を交付します。受診時に医療機関に提示することにより、助成が受けられます。(県外医療機関を受診された場合は償還払いのため、別途手続きが必要です。)

対	象	者	18歳に達する日以後、最初の3月31日までのお子さんと、その配偶者がいない父または母など		
必 要	更なも	· の	父母及びお子さんの健康保険証、お子さんの福祉医療費受給者証		
問い	合わっ	せ先	健康福祉課 社会福祉係(TEL 22-7503)		

垂井町子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てで、ちょっと聞きたいこと・困ったことなどがある時に、町の保健師や管理栄養士が一人ひとりに応じたアドバイスや利用ができるサービスについて情報提供をします。

☆月~金曜日 8:30~17:00(祝日、年末年始はお休みです)

☆垂井町保健センター TEL:22-1021 / FAX:22-6648 / メール:hoken@town.tarui.lg.jp



相談窓口

町の相談窓口

どこで相談してよいか分からない、身近な場所で相談したいときなど、様々なことについて相談に応じます。

相	談	内	容	障がい福祉、女性相談など		
相	談		先	健康福祉課	社会福祉係(TEL 22-7503) 障がい福祉係(TEL 22-7520)	

西濃子ども相談センター

お子さんがいる家庭の悩みや心配ごとなどの様々な児童相談や障がい児相談に専門職員が対応します。

☆月~金曜日 8:30~17:15(祝日、年末年始はお休みです)

☆大垣市禾森町5-1458-10

西濃子ども相談センター TEL 78-4838/FAX 78-2423

※ただし、児童虐待に関する通告など緊急を要する場合は、24時間対応しています。 下記の電話番号にご連絡いただくか、お住まいの市町村の窓口や警察にご連絡ください。

虐待かもと思ったら児童相談所全国共通ダイヤル 189(いちはやく)番 へ





大野子ども家庭支援センター

子育ての悩みや不安、お子さん自身の愚痴やイライラなどの相談に専門の相談員が対応します。電話相談、訪問相談、来所相談は無料です。

☆月~日曜日 9:00~21:00(緊急時はいつでも受け付けています。)

☆揖斐郡大野町桜大門541-1

大野子ども家庭支援センターこころ TEL 0585-35-2329/FAX 0585-34-2392

子ども医療電話相談

岐阜県では、休日や夜間のお子様の急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関を受診 すべきかどうかについて、電話で看護師や小児科医師から、症状に応じた適切な対応の仕方や受診 する病院等のアドバイスが受けられます。

☆電話番号 「#8000」

(携帯電話 (NTTdocomo・softbank・au)、固定電話のプッシュ回線からのとき。その他の電話は、058-240-4199)

☆相談受付時間

- ·月~金曜日 18:00~翌朝8:00
- · 土曜日・休日・年末年始 8:00~翌朝8:00(24時間)

☆利用上の注意

- ・保護者の目から見て、お子様の症状が明らかに重篤・重症と思われる時は、119番で救急 車をご利用ください。
- ・相談は無料ですが、電話料金は相談者のご負担となります。
- ・あくまで電話による相談であり、診療を行うことはできません。
- ・通話中の場合は、5分から10分経ってからおかけ直しください。

西濃保健所(西濃総合庁舎内)

小児慢性特定疾病医療費支給認定に関する申請・相談を行っています。

また、小さくお生まれになったお子さんとお母さんに対する相談・訪問(岐阜県母と子の健康 サポート事業)についても町担当課と連携して実施しています。

☆月~金曜日 9:00~17:00(祝日、年末年始はお休みです)

☆大垣市江崎町422-3

西濃保健所 TEL 73-1111 (代表) / FAX 74-9334 メール c22703@pref.gifu.lg.ip

西濃県事務所 福祉課(西濃総合庁舎内)

生活全般の相談、児童福祉や母子福祉などの様々な相談に応じています。

☆月~金曜日 9:00~17:00(祝日、年末年始はお休みです)

☆大垣市江崎町422-3

西濃県事務所 福祉課 TEL 73 - 1111 (代表) / FAX 73 - 3524 メール c22502@pref.gifu.lg.ip

心配ごと相談

日常のあらゆる心配事に関する相談に対応しています。予約は不要です。

☆毎月第1~3水曜日(祝日の場合はその翌日) 13:00~16:00

☆垂井町1305-2 福祉会館

町社会福祉協議会 TEL 23-3335/FAX 22-2714 メール info@tarui-shakyo.jp

法律相談

弁護士、相談員が法律に関する相談に対応しています。

予約が必要ですので、お問い合わせください。

☆原則毎月第4木曜日(祝日の場合はその翌日) 13:00~16:00

☆垂井町1305-2 福祉会館

町社会福祉協議会 TEL 23-3335/ FAX 22-2714 メール info@tarui-shakyo.jp



11

町内委託医療機関一覧

垂井町委託歯科医療機関 ※50音順

病院名	住 所	電話番号	診 療 時 間	休 診 日
磯野歯科医院	垂井町1141-1	22-0580	9:00~12:00, 14:00~19:00 ± 9:00~12:00, 14:00~17:00	木・日・祝日
岩田歯科医院	垂井町清水1-131	22-6480	9:00~12:30, 14:00~18:30 ± 9:00~12:30, 14:00~17:00	木·日·祝日
うえだ歯科医院	垂井町綾戸451-1	23-0810	9:00~12:00、13:30~19:00 ± 9:00~12:00、13:00~16:00	木・日・祝日 (祝日のある週の木曜日は診療有)
カワサキ歯科医院	垂井町表佐1089-1	23-3113	9:00~13:00、15:00~19:00 ± 9:00~12:30、14:00~18:00 木 9:00~12:00	日·祝日
菅原歯科クリニック	垂井町2446-6	23-3993	月·金 9:00~12:00、14:00~19:00 火·木 9:00~12:00、14:00~18:00 土 9:00~12:00	水·日·祝日 土 午後
たく歯科医院	垂井町府中181-2	23-4641	8:30~12:30, 15:00~19:00	木・日・祝日 (祝日のある週の木曜日は診療有)
とし歯科医院	垂井町2273-8	71-7652	9:00~12:30, 15:00~19:30 ± 9:00~12:30, 15:00~18:30	水・日・祝日 (祝日のある週の水曜日は診療有)
富田歯科医院	垂井町綾戸868-1	23-2158	9:00~12:00、14:00~19:00	木·日
にしわき歯科	垂井町東神田3-39	22-6464	月・金 9:00~13:00、15:00~19:30 火・水 9:00~13:00、15:00~19:00 (受付は30分前まで)	木・日・祝日 (祝日のある週の木曜日は診療有)
博 愛 会 病 院	垂井町2210-42	23-1251	診療受付時間 8:30~12:30、15:45~18:00 土8:30~12:30	日·祝日 土 午後
ひかり歯科クリニック	垂井町綾戸1112-3	71-7227	9:00~13:00、15:00~19:00 ± 9:00~13:00、15:00~18:00	木・日・祝日 (祝日のある週の木曜日は診療有)
安田歯科医院	垂井町1289-1	23-2105	9:00~12:00, 14:00~19:00 ± 9:00~12:00, 14:00~18:00	水・日・祝日 (祝日のある週の水曜日は診療有)

垂井町委託医療機関 ※50音順

病 院 名	住 所	電話番号	診療時間	休 診 日
多賀内科医院	垂井町表佐1539	22-0107	9:00~12:00、16:00~19:00 (予防接種受付は60分前まで)	水·土 午後 日·祝日
博 愛 会 病 院	垂井町2210-42	23-1251	診療受付時間 8:30~12:30、15:45~18:00	土 午後 日·祝日
はくあい内科 クリニック	垂井町東神田2-23-1	24-1265	8:30~12:00, 16:00~18:30	水·土 午後 日·祝日
古 井 医 院	垂井町1102-1	22-0031	9:00~12:30、16:00~18:30 (予防接種受付は60分前まで)	水·土 午後 日·祝日
古川医院	垂井町1836-13	22-0811	9:00~12:00, 17:00~19:00	水 午後 日·祝日
不 破 医 院	垂井町宮代1674-1	22-0126	8:30~12:00, 16:30~19:00	水·土 午後 日·祝日
安 田 医 院	垂井町大石782-1	22-3153	9:00~12:00、15:30~18:30 (予防接種受付は30分前まで)	水・日・祝日 土 午後 (祝日のある週の水曜日 は午前のみ診療有)
やまざきキッズ ク リ ニ ッ ク	垂井町東神田2-30	23-0577	9:00~12:00、16:00~18:30 (予防接種受付は30分前まで) 火・水・金曜日 15:00~16:00 (予防接種のみ)	木·土 午後 日·祝日
和田内科胃腸科	垂井町綾戸903-7	23-2828	8:30~12:00、16:00~19:00	木·土 午後 日·祝日



災害時に備えて

災害に備えて

災害はいつ起こるかわかりません。普段から、非常時の備えをしておきましょう。以下のリストは一例です。家庭の状況に合わせて、必要なものを用意しましょう。

対象	準備するもの	チェックしよう!
共通	母子健康手帳	
	健康保険証	
	お薬手帳	
	乳幼児医療受給者証	
	医療機関の連絡先がわかるもの	
	常備薬・消毒薬(消毒液)など	
	ビニール袋・ビニール手袋	
	紙コップ(ほ乳びんの代用)	
	水筒(保温のできるもの)	
	石けん	
	スリッパ	
	体温計	



	チェックしよう!		
準備するもの	妊産婦	乳児 (1歳まで)	乳児 (入学前)
分娩準備品・マタニティマーク			
生理用品			
スキンケア用品・脱脂綿			
マスク			
授乳ケープ(大きめのスカーフなど)			
粉ミルク(小分けしてあると便利です。)・液体ミルク			
飲料水(ミルクの調合用)			
ほ乳びん(消毒液 ※使い捨てほ乳びんの場合は不要)			
スプーン・フォーク			
紙おむつ・おしりふき			
着替え・スタイ・おくるみ(バスタオルなど)			
タオル・ガーゼ・綿棒			
抱っこひも・おんぶひも			
帽子·靴			
歯ブラシ(年齢に応じて)・コップ			
おもちゃ・絵本			
おやつ			
身元や連絡先がわかる名札など			

問い合わせ先:企画調整課 生活安全係(TEL 22-1152)



◆お問い合わせ一覧◆

	施設名	所 在 地	電話番号
垂井町役場			22-1151代
企画調整課	生活安全係		22-1152
健康福祉課	社会福祉係		22-7503
	障がい福祉係		22-7520
子育て推進課	子育て政策係	<u>華</u> 开则呂1(2957−11	22-7506
	子育て支援係		22-7507
住民課	戸籍係		22-7508
	保険年金係		22-7509
保健センター		<i>n</i> 990	22-1021
垂井町教育委員会	<u></u>	ル 宮代2957-11	22-1153
タルイピアセンタ	_	<i>n</i> 2443-1	23-3746
子育て支援センタ	ーつくしんぼ (垂井こども園内)	<i>n</i> 1007-1	22-0076
子育て支援センタ	アーさくらんぼ (垂井東こども園内)	ル 地蔵2丁目41	23-4484
いずみの園		ル 綾戸262	22-1953
垂井こども園		<i>n</i> 1007-1	22-0217
垂井東こども園		ル 地蔵2丁目41	22-4150
宮代こども園		ル 宮代672-1-1	22-0693
表佐こども園		<i>"</i> 表佐1506	23-1298
府中こども園		ル 新井709-3	22-0149
岩手こども園		ル 岩手609−1	22-0417
ハチスチルドレンス	ズセンター	<i>ル</i> 栗原1892-1	22-0612
垂井町社会福祉協	協議会	<i>n</i> 1305-2	23-3335

発 行 令和4年4月

発行者

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11

垂井町

TEL (0584) 22-1151(代表)

子育て推進課 子育て政策係 編集



